

岡山県危険な薬物から 県民の命とくらしを守る条例

平成27年4月19日完全施行

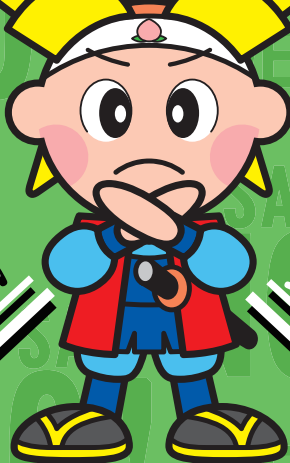
危険ドラッグは

使わせない

売らせない

買わせない

つくらせない



©岡山県「ももち」

許さない!

【条例の特徴】

「知事指定薬物」の製造、販売、使用、所持等の禁止※

「知事監視商品」の所持の届出を義務化※

賃貸物件からの危険ドラッグ販売業者等の排除

※違反者には最高で1年の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

条例の詳細内容は岡山県医薬安全課ホームページをご覧ください
<http://www.pref.okayama.jp/page/417330.html>



岡山県 危険ドラッグ 条例

検索

危険ドラッグは健康被害や交通事故を引き起こす **大変危険** なものです。

危険ドラッグを使用して直後に死亡することや、他人を巻き込む交通事故の引き金となることもあります。

危険ドラッグも「ダメ。ゼッタイ。」

条例の主な内容

規

知事指定薬物

法律で規制されていなくても、幻覚や陶酔、意識障害等の健康被害を生じさせるおそれがある成分を指定

**製造・販売・授与・譲受
・所持・使用等を禁止**

知事監視商品

成分が特定できなくても、健康被害を引き起こしたり、交通事故の引き金となったと疑われる商品を知事監視商品として指定

誓約書の提出義務

制

取り扱いが疑われる店舗等への **県職員** や **警察官** による立入調査

条例違反・立入調査拒否等 ⇒ **最高で 懲役1年 罰金100万円**

排
除

不動産関連業者の役割

賃貸物件が危険ドラッグの製造・販売等に使用されないよう努めていただきます。

詳しい内容は岡山県庁医薬安全課ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.okayama.jp/page/417330.html>



「家族が薬物をやっているようだ・・・」「危険ドラッグのようなものを使ってしまった・・・」など、薬物乱用のことでお悩みの方はご相談ください。

岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部 (086)226-7341
(岡山県保健福祉部医薬安全課内)

覚醒剤110番 (086)233-7867
(岡山県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課内)

岡山県精神保健福祉センター (086)272-8835
岡山市中区古京町1丁目1-10

岡山市こころの健康センター (086)803-1273
岡山市北区鹿田町1-1-1

厚生労働省中国四国厚生局麻薬取締部 (082)228-8974

最寄りの保健所でも相談に応じています

岡山県備前保健所 (086)272-4038

岡山市中区古京町1-1-17

岡山県備中保健所 (086)434-7027

倉敷市羽島1083

岡山県備北保健所 (0866)21-2837

高梁市落合町近似286-1

岡山県真庭保健所 (0867)44-2918

真庭市勝山591

岡山県美作保健所 (0868)23-0133

津山市榎高下114